

令和3年度 事業計画書

公益社団法人大阪市獣医師会

公1：人と動物のより良い共生社会の構築を目指す事業

狂犬病予防注射月間（4月から6月）における狂犬病予防集合注射事業

- 実施時期：令和3年4月2日～4月25日（23日間）
- 実施時間：13時半～16時
- 集合注射頭数（予測）：5,617頭
- 集合注射会場数：延べ71会場（大阪市が会場決定）
- 会場の設営者：大阪市職員2～3名/1会場
 - 各会場の実施約1時間前より会場設営（机・テントなどの用意）
- 予防接種従事者：会員獣医師1～4名（内1名現場責任者）/1会場、
犬の健康管理を行ったうえで狂犬病予防注射の接種を行う。
- 事務担当者：1～4名/1会場
 - ・当法人が雇用した獣医師と事務担当者（アルバイト）が注射業務及び、注射料金徴収業務、注射済証発行業務を行う。
- 集合注射実施日の役員の対応
 - 役員が交代で大阪市獣医師会事務局に日直として出務し、各会場で起こった問題への対応など、当日の総合的な監督業務を行う。

会員病院における狂犬病予防注射事業 【大阪市委託事業】

- 実施時期：1年間
- 実施時間：会員病院の診療時間内
- 予防接種頭数（予測）：36,000頭
- 実施箇所数：110病院（令和3年3月31日現在）
- 予防接種従事者：会員獣医師
 - 会員獣医師は来院される飼主（お知らせ葉書の持参の有無に関わらず）が予防接種を希望された場合に、犬の健康管理を行ったうえで狂犬病予防注射の接種を行う。
- 大阪市からの委託内容
 - 会員病院における予防注射接種に伴う、鑑札・済票の発行事務及び鑑札・済票発行手数料の徴収等会計業務
 - （毎月末にはその月に接種した接種頭数や登録した頭数を集計し、翌月の月初には、預っている鑑札発行手数料や登録済票発行手数料を大阪市に送金し、各区保健福祉センターと大阪市獣医師会に報告書を提出する。）
- 登録頭数と接種頭数の把握：当法人では、毎月会員獣医師からの報告書をもとに全市における数を把握する。

狂犬病予防の知識の普及・啓発活動

○会員及び会員病院内での活動

病院内において狂犬病予防に係る啓発ポスター掲示や啓発チラシの配布など行うとともに、会員獣医師が動物飼育者に対して啓発チラシ等配布し、未接種時の不都合などを含め、狂犬病予防法の重要性等を口頭によって指導を行うなど、積極的に普及啓発活動を実施する。

狂犬病予防注射液の備蓄

○登録頭数の約 20 パーセントの犬に狂犬病予防注射を接種していない飼主が存在し、狂犬病罹患動物が侵入した場合には、それらの飼主が混乱に陥ることが予測される。そのような事態に備え、6,000 頭程度のワクチンの備蓄を行う。

人と動物の共通感染症予防及びそれらの知識の普及・啓発に関する事業

○獣医師等従事者や一般市民に対し、会員病院内で「人と動物の共通感染症」に関するポスター掲示や啓発チラシの配布を行う。

長寿動物表彰

飼育者の長年にわたる動物愛護活動について顕彰するため、長寿動物表彰を実施する。

- ・対象：犬（中・小型犬 16 歳以上、大型犬 14 歳以上）、猫・（18 歳以上）及びその飼育者
- ・選考方法：長寿動物の選考要領を以下のように定め、主治医から推薦を受けたものを、本会理事者を含む有識者からなる委員会で選考をする。

選考要領

1. 犬（中・小型犬）16 歳以上、（大型犬）14 歳以上
※大型犬とは、日本で一般的に大型犬に分類されている犬種、あるいは体高 50cm 以上の体格を有する雑種犬とする。（犬の体高とは、人と違い、キ甲の最高部から前肢の肘部を経て、地上までの垂直距離をいう。）
2. 猫・18 歳以上で院長がその証明ができるもの。
3. 犬の場合は狂犬病予防注射、登録を受けているもの。
4. 正しく飼育、管理され、他に迷惑をかけていないもの。
 - ・表彰予定件数：約 300 頭
 - ・表彰内容：Web 上での開催を予定（動物愛護週間内 9/20～9/26）
 - ・表彰状、記念品の授与については協議中

※毎年開催している市民啓発講演会、動物愛護フェスティバル（屋内イベント、屋外イベント）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 3 年度は中止とする。

学校飼育動物支援対策活動

- ・講習会：大阪市の主催する学校、園の教員向け講習会に会員を講師として派遣している（要請があった場合）
- ・相談・助言：各地域・学校ごとに会員がその都度実施する予定

- ・相談、助言の主な内容：ウサギやニワトリ等の学校飼育動物の適正飼養や疾病時における対応

街猫対策事業【大阪市委託事業】

○実施方法

街猫を捕獲して不妊処置等（去勢手術・不妊手術）を行うと共に耳介カット（可視的個体識別法）の実施（個体識別は疫学的調査及び社会調査実施のため）

ア．街猫捕獲について

街猫に対する動物愛護及び適正管理の観点から住民合意が得られた地域において、実施することとし動物愛護団体が街猫を捕獲する。

イ．捕獲された街猫に対する不妊処置等

上記アにおいて捕獲された街猫に対し次の処置を行う。

- a 去勢・不妊手術及び耳介の一部カット（可視的な識別のため）
- b 感染症・健康状態を確認後、地域に戻す

動物とのふれあいボランティア活動推進のための事業

- ・大阪市生野区にある特別養護老人施設において、月1回、動物介在活動を行う。
獣医師は、活動に参加する犬や猫の健康管理を行う。

子猫リレー事業

・動物管理センターにおける子猫の処分数減少のための取り組みの中で、当会にて受け入れ可能な子猫について、会員病院内で適正に成育し、里親へ譲渡する事業である。動物管理センターの引き取り子猫のうち、当会の受入れ基準を満たした子猫を「リレー猫」とし、本会の獣医師および動物看護職によって授乳・駆虫・疾病管理・ワクチン接種・マイクロチップ装着・早期不妊手術を含めた健康管理が施される。里親となる最終飼養者が見つかった場合は、そのまま譲渡されるが、譲渡まで時間を要するリレー猫については市民ボランティアである51歳以上のキトンシッターやリレー猫の一時飼養施設である「猫のロンパールーム」にて飼育管理を引き継ぐ。その間、本会の獣医師が飼育相談ならびに指導を行う。50歳以下の最終飼養者は動物健康保険に加入し、リレー猫を定期的に会員病院へ通院させ、適正な予防および飼育指導を受けることを条件に、当会より所有権が譲渡される。

- ・譲渡した猫の成長を確認、キトンシッター、最終譲渡者の交流を図るためシンポジウムを年1～2回開催する

獣医学に関する研修セミナーおよび症例検討会の開催

- ・開催予定日：令和3年6月 Zoomによるシンポジウム（座談会）
令和3年8月 大阪府立大学 鳩谷先生のリモートセミナー
令和3年10月 Zoomによるシンポジウム（座談会）
令和3年12月 Zoomによる症例検討会と講演会
令和4年3月 リモートセミナー（講師未定）

会員病院における保護鳥獣の診察及び予後判定、治療

本事業は行政及び一般市民と連携の下、積極的に保護された罹患野生鳥獣の予後判定及び治療を行い、カルテ等のデータを収集し、分析する。

○実務の流れ

- ・市民が罹患した野生鳥獣を保護
- ・市民から行政への連絡（直接病院への持込もあり）
- ・行政から近隣野生鳥獣保護ドクターの紹介
- ・病院へ罹患野生鳥獣が持ち込まれる
- ・野生鳥獣の飼育は法律上できないことを市民に伝え、引き取る
- ・カルテを作成し、予後判定後、入院治療を行う
- ・収集されたデータ結果を参考に野生鳥獣が人への危害を加えることのないことを実証した上で、放鳥や放獣する
- ・放鳥及び放獣（自然復帰）：機能回復した場合
- ・府指定施設あるいは救護者への引渡し：機能回復がない場合
- ・環境事業局において焼却：死亡時

一般市民に対する保護鳥獣に関する普及啓発事業

会員病院において、一般市民に対し野生鳥獣の保護思想の普及・啓発を図るとともに、「生物の多様性」や「地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備」についてもその知識の普及・啓発を図る。

○実施内容

- ・会員病院において啓発用ポスターや啓発チラシやパンフレットの配布
- ・会員による市民への直接（口頭）指導

愛玩動物看護師教育支援事業

愛玩動物看護師の国家資格化によりチーム獣医療へ果たす役割が大きくなることから、今後の獣医療の一端を担う動物看護師の技術や知識の高位平準化を図る目的で動物看護師教育に最新の学術情報を提供するとともに、猫看護スペシャリスト認定およびペットシッター認定を行う。

○実施内容

- ・特別授業や動物診療ハンズオンなどの提供
- ・猫看護スペシャリスト認定およびペットシッター認定